八尾市市民憲章推進協議会シンボルマーク募集要項

八尾市市民憲章推進協議会では、昭和 49 年に発足してから 50 年以上にわたり、市民憲章の普及・啓発活動を進めておりますが、当協議会の更なる発展及び市民憲章を普及していくためのシンボルとして、シンボルマークを次のとおり募集します。

１．　応募資格

市内在住・在勤・在学の人で、プロ・アマ・年齢は問わずどなたでもご応募いただけます。

２．　応募期間

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 25 日（金）まで　※必着

３．　応募方法

・別紙応募用紙に必要事項をご記入の上、窓口・郵送・メールのいずれかの方法でご応募ください。
（メールにてご応募される場合は、メール本文に氏名・住所・電話番号・年齢・作品へのコメントをご入力いただき応募作品を添付の上送信ください）
・作品をデータで応募する場合は、JPEG、GIF、PNG、PDF のいずれかの形式とし、データサイズは、3MB 以内としてください。
・18 歳未満の方が応募する場合は、応募用紙に保護者の署名(自署)をお願いします。

４．　応募規定・注意事項

・八尾市市民憲章推進協議会をイメージするデザインとしてください。
・シンボルマークは、八尾市市民憲章推進協議会を象徴的に表した図形のマークです。八尾市市民憲章推進協議会の文字は含みませんのでご注意ください。
・応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。
（受賞決定後に条件に満たしていない場合は、無効とします）
・応募作品は、第三者の著作権や意匠権等の権利を侵害していないもの、および他の公募等に応募中でないもの（完全な未発表作品）に限ります。万一、第三者から権利侵害等の主張や損害賠償請求が発生した場合は、応募者自身の責任と費用において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。また、採用後にこれらの問題が判明した場合は、採用を取り消します。
・他社、他団体のシンボルマークの模倣、生成 AI ソフト等を使用して作成された画像・イラスト等、既存の著作権や商標権を侵害するものは応募無効とします。
・応募作品の著作権、商標権、その他知的財産権は、当協議会に帰属します。
・採用作品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、採用決定時をもって主催者に無償で譲渡されるものとします。
・採用作品は、必要に応じて色彩、形状等を補正、編集、加工する場合があります。
・政治的、宗教的な内容、テーマに沿わない内容の応募作品は、審査対象から除きます。
・応募者は採用作品について著作者人格権を行使しないものとします。
・応募時の個人情報は、入賞通知など本コンテストを運営するために必要な範囲以外には使用しません。
・応募に係る費用はすべて応募者の負担とします。
・応募時に提出された、書類・データは返却しません。
・色や形は自由ですが、拡大・縮小・単色刷りでの使用も考慮してください。
・最優秀賞に選ばれた作品は、作者の氏名（またはペンネーム）、お住まいの市町村名（市内在勤・在学の場合はその旨）、作品へのコメントをホームページや広報紙等で公表します。

５．　選考方法・結果発表

・市民投票による一次選考ののち、八尾市市民憲章推進協議会関係者による最終審査にて最優秀作品１点を決定し、受賞者へは賞状・記念品を贈呈します。（該当者なしとする場合もあります）

・結果発表については、令和９年２月頃に受賞者本人に通知します。なお、受賞されなかった応募者への結果通知は行いません。

・審査内容に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

【問い合わせ・申し込み先】

八尾市市民憲章推進協議会事務局
〒581-0003
八尾市本町一丁目１番１号（八尾市役所コミュニティ政策推進課内）
TEL：072-924-3827　　FAX：072-992-1021
Email：com-shinsei@city.yao.osaka.jp